

政令第三十二号

保健師助産師看護師法施行令及び防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十八号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（保健師助産師看護師法施行令の一部改正）

第一条 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第二十一条第一号」を「第二十一条第二号」に改め、「規定する学校」の下に「若しくは

法第二十一条第一号に規定する大学」を加え、「第二十一条第二号」を「第二十一条第三号」に改める。

第十二条及び第二十一条の表第十二条の項中「大学」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（同法第九十七条に規定する大学院及び同法第百八条第二項に規定する短期大学を含む。）」に改める。

（防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表四の項中「第二十一条第二号」を「第二十一条第三号」に改める。

#### 附 則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。